

# 肥料取締法改正のポイントについて

病害虫防除対策担当 柄本利道

肥料取締法はこれまでも時代に合わせて様々な改正が行われてきましたが、令和元年12月4日に大幅な改正が行われ、改正内容が2回に渡って施行されました。

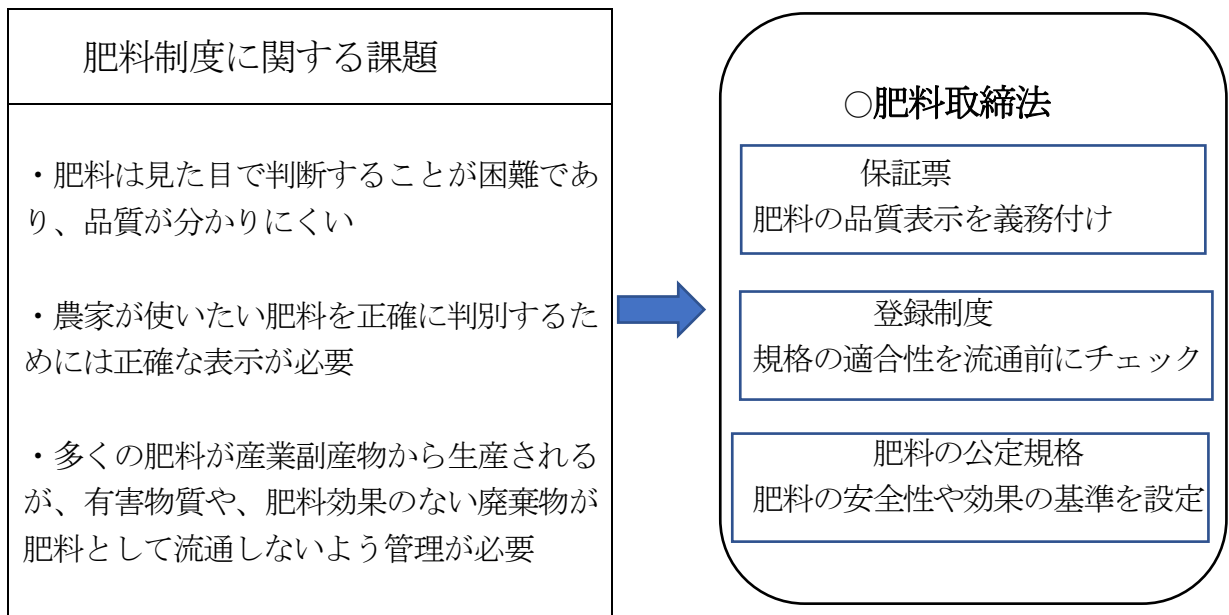
ここでは今回の改正のポイントについてお知らせします。

## 1 「肥料取締法」の概要

肥料取締法は1950年（昭和25年）に施行されました。この法律の目的としては、以下のようなことが挙げられます。

- ①規制を行うことにより肥料の品質等を保全する。
- ②公正な取引（肥料の価値が正しく表示され、その表示に従って正当に取引され違法行為が行われないこと）と安全な施用を確保する。

これらにより、農家が、安全で効果的な肥料を、適切に使用できるようにすることを目的とします。



## 2 法律改正の背景と趣旨

農地の地力低下や土壌の栄養バランスの乱れ、また海外からの肥料原料価格が不安定な中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や、産業副産物由来肥料の活用を進めることが新たな課題となってきています。

また、今まで認められなかった堆肥と化学肥料を配合した肥料等、農業者のニーズに対応した肥料生産を進めることも課題となってきています。

## 肥料制度に関する新たな課題

- ・堆肥施用量の減少等による水田での地力低下
- ・畑や果樹園等での微量要素欠乏や栄養バランスの乱れによる生理障害の発生
- ・海外依存度の高い肥料原料は価格高騰が懸念されており、国内の低廉な資源の活用が必要
- ・農業者のニーズに対応した新たな肥料の生産・利用が必要



### 対応策① 産業副産物資源の有効活用

国内で調達可能な産業副産物を有効利用できれば

- ・コスト低減（原料コストが安い、国際市況に原料価格が左右されない）
- ・資源循環（家畜排せつ物の処理や、食品リサイクル等の資源循環に役立つ）
- ・土壌の改善（有機物を含むほか、微量要素などを含み土壌の改善に役立つ）につながる

### 対応策② 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

堆肥と化学肥料を配合した肥料の生産はこれまで認められていなかった

これを可能にすれば、今まで別々に行っていた堆肥と肥料の散布が一度に実施でき作業の省力化やコスト低減が可能となる



産業副産物を原料とした肥料を安心して利用できるように品質を確保することや、農業者のニーズに対応した肥料生産等を進めるため法制度が改正されました。

## 3 法律改正の概要

(1) 法律名の変更（令和2年12月1日施行）

「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」へ法律名が変更されました。

これまでの「禁止行為を取り締まる」という点に主眼をおいた「取締法」に変わり、肥料業者自身による品質管理の義務が拡大されており、その内容に即した題名として「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正されました。

(2) 肥料の配合に関する規制の見直し（令和2年12月1日施行）

普通肥料（化学肥料）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を届出で生産できる制度が新設されました。

登録済みの肥料同士を配合したものや、さらにその肥料に一定の加工（造粒等）を行った肥料についても届出で生産できるようになりました。

改正によるメリット

①作業が省力化

今まで別々に行っていた堆肥散布と施肥作業が同時に実施可能となる

従 来：牛ふん堆肥散布＋化学肥料散布（それぞれ別に作業が必要）

改正後：1度に実施（作業時間、機械の燃料代・消耗等が削減される）

②肥料コストが低減

配合肥料の原料に堆肥を使うことでコストダウンが可能に

（例）

従来の配合肥料： 化成肥料（硫安等）＋有機質肥料（なたね油かす等）



改 正 後： 化成肥料（硫安等）＋堆肥（豚ふん堆肥等）

有機質肥料を安価な豚ふん堆肥で代替することにより、コスト低減が可能になる

③堆肥利用が拡大

成分が安定しない堆肥を化学肥料と配合することで、堆肥が使いやすくなり、土づくりが進む

堆肥（成分が不安定）＋化学肥料（成分が安定）⇒成分が安定した堆肥

(3) 肥料の原料管理制度の導入（令和3年12月1日施行）

この制度は、産業副産物資源の有効活用のため、それを原料とする肥料の安全の確保を目的とします。

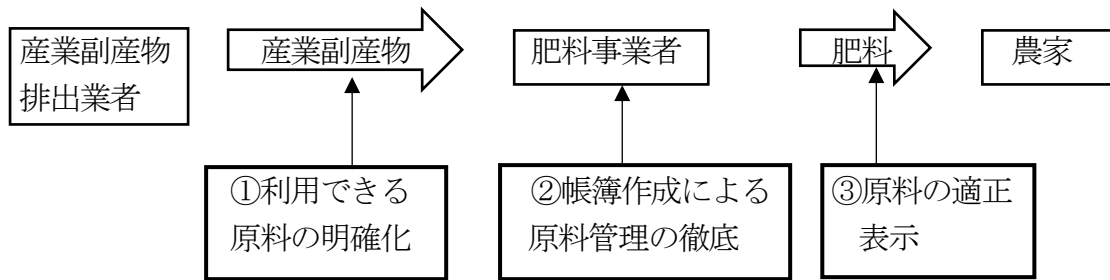
①利用できる原料を明確化

②帳簿作成による原料管理の徹底

③原料の適正表示

により生産される肥料の安全を確保します。

## ○肥料の原料利用の安全確保概略



改正によるメリット  
国内の産業副産物を原料とした安全・低コストな肥料の製造・使用が進みます。

## (4) 肥料の表示基準の整備（令和3年12月1日施行）

成分濃度や原料以外にも品質や機能などの肥料の効果に関する表示についても表示基準を設け、基準を満たす場合に表示する仕組みが導入されました。

従来から肥料の公正な取引を確保するため、肥料に保証票の添付を義務づけ、肥料の品質表示を行ってきました。

今日では、保証票に記載している成分濃度や原料以外にも肥料に求められる品質や機能が拡大しており、こうした品質や機能についても適正な表示が求められています。

## 4 今後について

新たな規格に基づく肥料の生産が進むにつれ、肥料の特性を活かした営農活動が可能になると思われます。

病虫害防除対策担当(病虫害防除所)では肥料製造・販売の登録・届出に関する手続業務や肥料・飼料の立入検査を通じて、肥料の安全性の確保や品質保全に努めていきます。

出典：肥料法改正関係 都道府県向け説明会（令和3年7月実施）農水省作成資料から抜粋

## ○参考

- ・肥料制度改正の詳しい内容についてはこちらの農水省HPを参照ください。  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/seidominaoshi.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html)
- ・肥料の種類により、農林水産大臣（国）に登録・届出を行うものと、知事（県）に登録・届出を行うものがありますので、ご注意ください。
- ・県に登録・届出を行う場合の様式等はこちらの病虫害防除所HPを参照ください  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0916/>